

提出用

給与支払報告書 にかゝる給与所得者異動届出書
特別徴収

※ 町 処理欄

（一括徴収）の場合

月割額		納付方法
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		
3月分		
4月分		
5月分		

令和 年 月 日 提出		特別徴収義務者 給与支払者		名称		〒		係									
				代表者	所在地												
給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職した年の1月1日 から退職時までの 給与支払額		異動後の 納付書			
																氏名	
住所		給与の支払を受けた後の住所		円		円		円		年 月 日		1 退職勤職 2 一括徴収 3 普通徴収 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他(理由)		退職した年の1月1日か ら退職時までの控除 社会保険料額		☐ 要 ☐ 不要	
新しい勤務先 の名称および所在地 電話番号		()				月から 月まで		月から 月まで		年 月 日				円			

※異動があつた場合、翌月10日までに提出して下さい。

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載して下さい。

◎ 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

一括徴収する場合	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定金額計	一括徴収した税額は 月分で 納入します。	※ 町 記 入 欄
	徴収予定金額	合 (上記(ウ)と同額)		
	円	円		
給与所得者印	月 日	円		
	月 日	円		
2. 一括徴収しない場合	理由	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため (転勤を含む)		
		2. 異動の日が6月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望があるため (転勤を含む)		
		3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額 (上記(ウ)の額) を超える給与又は退職手当等の支払がないため		
		4. 死亡による退職であるため		

(提出先) 〒866-0392 熊本県球磨郡錦町大字一武1587

※用紙が不足する場合はコピーして利用して下さい。

錦町役場 税務課 税務係